

# 作業環境測定の関係法令

## 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

### （作業環境測定）

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3～5 （略）

### （作業環境測定の結果の評価等）

第六十五条の二 事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の評価を行うに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならない。

## 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

### （作業環境測定を行うべき作業場）

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの

二～六 （略）

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場

九 （略）

十 別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

## 作業環境測定基準（労働省告示第四十六号）（抄）

### （粉じんの濃度等の測定）

第二条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第二十一条第一号の屋内作業場における空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 測定点は、単位作業場所（当該作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。以下同じ。）の床面上に六メートル以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上五十センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置（設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く。）とすること。ただし、単位作業場所における空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、測定点に係る交点は、当該単位作業場所の床面上に六メートルを超える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。

一の一 前号の規定にかかわらず、同号の規定により測定点が五に満たないこととなる場合

- にあっても、測定点は、単位作業場所について五以上とすること。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であって、当該単位作業場所における空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、この限りでない。
- 二 前二号の測定は、作業が定期的に行われている時間に行うこと。
- 二の二 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前三号に定める測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。
- 三 一の測定点における試料空気の採取時間は、十分間以上の継続した時間とすること。ただし、相対濃度指示方法による測定については、この限りでない。
- 四 空気中の土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。
- イ 分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法
  - ロ 相対濃度指示方法(当該単位作業場所における一以上の測定点においてイに掲げる方法を同時に行う場合に限る。)

2～7 (略)

(特定化学物質の濃度の測定)

- 第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等(令第6条第23号に規定する石綿等をいう。以下同じ。)を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場を除く。)における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、空気中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。
- 一 アクリロニトリル
  - 二 エチレンオキシド
  - 三 塩化ビニル
  - 四 塩素
  - 五 シアン化水素
  - 六 弗化水素
  - 七 ベンゼン
  - 八 硫化水素

3～5 (略)

(石綿の濃度の測定)

- 第十条の二 令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場に限る。)における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。
- 2 第二条第一項第一号から第二号の二まで及び第三号本文の規定は、前項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第一項第一号、第一号の二及び第二号の二中「土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは、「石綿」と読み替えるものとする。

(鉛の濃度の測定)

- 第十一条 令第二十一条第八号の屋内作業場における空気中の鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 (略)

(有機溶剤の濃度の測定)

第十三条 令第二十一条第十号の屋内作業場における空気中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度の測定は、別表第二の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、空気中の次に掲げる物の濃度の測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることができる。ただし、空気中の次の各号のいずれかに掲げる物の濃度を測定する場合において、当該物以外の物が測定値に影響を及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

- 一 アセトン
- 二 イソプロピルアルコール
- 三 イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
- 四 エチルエーテル
- 五 キシレン
- 六 クレゾール
- 七 クロルベンゼン
- 八 クロロホルム
- 九 酢酸イソブチル
- 十 酢酸イソプロピル
- 十一 酢酸エチル
- 十二 酢酸ノルマルブチル
- 十三 四塩化炭素
- 十四 シクロヘキサノン
- 十五 一・二ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)
- 十六 N・Nジメチルホルムアミド
- 十七 スチレン
- 十八 テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)
- 十九 一・一・一トリクロルエタン
- 二十 トリクロルエチレン
- 二十一 トルエン
- 二十二 二硫化炭素
- 二十三 ニーブタノール
- 二十四 メチルシクロヘキサノン

3～5 (略)

別表第一(第十条関係)

物の種類	試料採取方法	分析方法
ジクロロベンジン及びその塩	液体捕集方法	吸光光度分析方法
アルファーナフチルアミン及びその塩	液体捕集方法	吸光光度分析方法又はけい光光度分析方法
塩素化ビフェニル(別名PCB)	液体捕集方法又は固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
オルトトリジン及びその塩	液体捕集方法	吸光光度分析方法
ジアニシジン及びその塩	液体捕集方法	吸光光度分析方法
ベリリウム及びその化合物	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法又はけい光光度分析方法
ベンゾトリクロリド	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
アクリルアミド	ろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
アクリロニトリル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	液体捕集方法	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法又は原子吸光分析方法
エチレンイミン	液体捕集方法	吸光光度分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
エチレンオキシド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
塩化ビニル	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
塩素	液体捕集方法	吸光光度分析方法
オーラミン	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法
オルトフタロジニトリル	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法
カドミウム及びその化合物	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
クロム酸及びその塩	液体捕集方法又はろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
クロロメチルメチルエーテル	液体捕集方法	吸光光度分析方法
五酸化バナジウム	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
コールタール	ろ過捕集方法	重量分析方法
三酸化砒(ヒ)素	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
シアン化カリウム	液体捕集方法	吸光光度分析方法
シアン化水素	液体捕集方法	吸光光度分析方法
シアン化ナトリウム	液体捕集方法	吸光光度分析方法
三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
臭化メチル	液体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
重クロム酸及びその塩	液体捕集方法又はろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	液体捕集方法又は 固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又は 原子吸光分析方法 二 固体捕集方法にあつては、原子吸光分析方法
トリレンジイソシアネート	液体捕集方法又は 固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、高速液体クロマトグラフ 分析方法
ニッケルカルボニル	液体捕集方法又は 固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又は 原子吸光分析方法 二 固体捕集方法にあつては、原子吸光分析方法
ニトログリコール	液体捕集方法	吸光光度分析方法
パラージメチルアミノア ゾベンゼン	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法
パラニトロクロロベン ゼン	液体捕集方法又は 固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又は ガスクロマトグラフ分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分 析方法
弗(ふつ)化水素オラクト ン	液体捕集方法	吸光光度分析方法
ベータープロピオラクト ン	直接捕集方法又は 固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
ベンゼン	液体捕集方法、固 体捕集方法又は直 接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガス クロマトグラフ分析方法
ペンタクロルフェノール (別名PCP) 及びその ナトリウム塩	液体捕集方法	吸光光度分析方法
マゼンタ	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
沃(よう)化メチル	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
硫化水素	液体捕集方法又は 直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分 析方法
硫酸ジメチル	液体捕集方法又は 固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分 析方法

別表第二(第十三条関係)

物の種類	試料採取方法	分析方法
アセトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
イソブチルアルコール	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
イソプロピルアルコール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
エチルエーテル	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
エチレングリコールモノブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
オルトジクロルベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
キシレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
クレゾール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
クロルベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
酢酸イソブチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
酢酸イソプロピル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
酢酸エチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
酢酸ノルマルーブチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
酢酸ノルマループロピル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
酢酸ノルマルーペンチル (別名酢酸ノルマルーアミル)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
酢酸メチル	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
シクロヘキサノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
シクロヘキサノン	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
一・四・ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
一・二・ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
一・二・ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
N・N-ジメチルホルムアミド	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
スチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
一・一・二・二-テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
テトラヒドロフラン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
一・一・一・一-トリクロルエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
トリクロルエチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
トルエン	液体捕集方法、固	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
	体捕集方法又は直接捕集方法	二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
二硫化炭素	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法又は固体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
ノルマルヘキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
一ブタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
二ブタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
メタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
メチルノルマルーイソブチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
メチルエチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
メチルシクロヘキサノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
メチルシクロヘキサノン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
メチルブチルケトン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法



**作業環境評価基準**（労働省告示第七十九号）（抄）

（測定結果の評価）

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。

一 A測定(作業環境測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定(作業環境測定基準第十条第四項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)をいう。以下同じ。)のみを行った場合

管理区分	評価値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第一評価値が管理濃度以上であり、かつ、第二評価値が管理濃度以下である場合
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合

二 A測定及びB測定(作業環境測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定(作業環境測定基準第十条第四項、第十一条第二項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。)をいう。以下同じ。)を行った場合

管理区分	評価値又はB測定の測定値と測定対象物に係る別表に掲げる管理濃度との比較の結果
第一管理区分	第一評価値及びB測定の測定値(二以上の測定点においてB測定を実施した場合には、そのうちの最大値。以下同じ。)が管理濃度に満たない場合
第二管理区分	第二評価値が管理濃度以下であり、かつ、B測定の測定値が管理濃度の一・五倍以下である場合(第一管理区分に該当する場合を除く。)
第三管理区分	第二評価値が管理濃度を超える場合又はB測定の測定値が管理濃度の一・五倍を超える場合

2 測定対象物の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によつて求められる定量下限の値に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定点における測定値とみなして、前項の区分を行うものとする。

3 測定値が管理濃度の十分の一に満たない測定点がある単位作業場所にあつては、管理濃度の十分の一を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うことができる。

4 (略)

第三条 (略)

別表 (第二条関係)

物の種類	管理濃度
一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{0.59Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度 (単位 mg/m <sup>3</sup> ) Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率 (単位 パーセント)
二 アクリルアミド	〇・三 mg/m <sup>3</sup>
三 アクリロニトリル	二 ppm
四 アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	水銀として〇・〇一 mg/m <sup>3</sup>

物の種類	管理濃度
五 エチレンイミン	一 p p m
六 エチレンオキシド	一 p p m
七 塩化ビニル	二 p p m
八 塩素	〇・五 p p m
九 塩素化ビフェニル(別名 P C B)	〇・一 mg/m <sup>3</sup>
十 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして〇・〇五 mg/m <sup>3</sup>
十一 クロム酸及びその塩	クロムとして〇・〇五 mg/m <sup>3</sup>
十二 五酸化バナジウム	バナジウムとして〇・〇三 mg/m <sup>3</sup>
十三 コールタール	ベンゼン可溶性成分として〇・二 mg/m <sup>3</sup>
十三の二 三酸化砒素	砒素として〇・〇三 mg/m <sup>3</sup>
十四 シアン化カリウム	シアンとして三 mg/m <sup>3</sup>
十五 シアン化水素	三 p p m
十六 シアン化ナトリウム	シアンとして三 mg/m <sup>3</sup>
十七 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン	〇・〇〇五 mg/m <sup>3</sup>
十八 臭化メチル	五 p p m
十九 重クロム酸及びその塩	クロムとして〇・〇五 mg/m <sup>3</sup>
二十 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	水銀として〇・〇二 mg/m <sup>3</sup>
二十一 トリレンジイソシアネート	〇・〇〇五 p p m
二十二 ニッケルカルボニル	〇・〇〇一 p p m
二十三 ニトログリコール	〇・〇五 p p m
二十四 パラーニトロクロルベンゼン	〇・六 mg/m <sup>3</sup>
二十五 弗(ふつ)化水素	二 p p m
二十六 ベータープロピオラクトン	〇・五 p p m
二十七 ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして〇・〇〇二 mg/m <sup>3</sup>
二十八 ベンゼン	一 p p m
二十九 ペンタクロルフェノール(別名 P C P)及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして〇・五 mg/m <sup>3</sup>
三十 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして二 mg/m <sup>3</sup>
三十一 沃(よう)化メチル	二 p p m
三十二 硫化水素	五 p p m
三十三 硫酸ジメチル	〇・一 p p m
三十三の二 石綿	五マイクロメートル以上の繊維として〇・一五本毎立方センチメートル
三十四 鉛及びその化合物	鉛として〇・〇五 mg/m <sup>3</sup>
三十五 アセトン	五〇〇 p p m
三十六 イソブチルアルコール	五〇 p p m
三十七 イソプロピルアルコール	二〇〇 p p m
三十八 イソペンチルアルコール(別名イソミルアルコール)	一〇〇 p p m
三十九 エチルエーテル	四〇〇 p p m
四十 エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	五 p p m
四十一 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	五 p p m

物の種類	管理濃度
四十二 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセ	二五 p p m
四十三 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	五 p p m
四十四 オルト・ジクロルベンゼン	二五 p p m
四十五 キシレン	五〇 p p m
四十六 クレゾール	五 p p m
四十七 クロルベンゼン	一〇 p p m
四十八 クロロホルム	一〇 p p m
四十九 酢酸イソブチル	一五〇 p p m
五十 酢酸イソプロピル	一〇〇 p p m
五十一 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	一〇〇 p p m
五十二 酢酸エチル	二〇〇 p p m
五十三 酢酸ノルマルブチル	一五〇 p p m
五十四 酢酸ノルマルプロピル	二〇〇 p p m
五十五 酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)	一〇〇 p p m
五十六 酢酸メチル	二〇〇 p p m
五十七 四塩化炭素	五 p p m
五十八 シクロヘキサノール	二五 p p m
五十九 シクロヘキサノン	二五 p p m
六十 一・四・ジオキサン	一〇 p p m
六十一 一・二・ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)	一〇 p p m
六十二 一・二・ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	一五〇 p p m
六十三 ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	五〇 p p m
六十四 N・N・ジメチルホルムアミド	一〇 p p m
六十五 スチレン	二〇 p p m
六十六 一・一・二・二・テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)	一 p p m
六十七 テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)	五〇 p p m
六十八 テトラヒドロフラン	二〇〇 p p m
六十九 一・一・一トリクロルエタン	二〇〇 p p m
七十 トリクロルエチレン	二五 p p m
七十一 トルエン	五〇 p p m
七十二 二硫化炭素	一〇 p p m
七十三 ノルマルヘキサン	四〇 p p m
七十四 一・ブタノール	二五 p p m
七十五 二・ブタノール	一〇〇 p p m
七十六 メタノール	二〇〇 p p m
七十七 メチルイソブチルケトン	五〇 p p m
七十八 メチルエチルケトン	二〇〇 p p m
七十九 メチルシクロヘキサノール	五〇 p p m
八十 メチルシクロヘキサノン	五〇 p p m
八十一 メチルノルマルブチルケトン	五 p p m
備考 この表の下欄の値は、温度二十五度、一気圧の空気中における濃度を示す。	